

柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室3②）に関する
プロポーザル方式

募集要領

1 当該事業の目的、方針及び概要

(1) 目的

柏市では、「子育てしやすい“まち”柏」を掲げ、子育て支援サービスの充実・向上を図るため、お子さんを預かり離れた場所まで自動車で送迎する「柏駅前送迎保育ステーション」（以下「ステーション」といいます。）を、柏駅前で整備を進めている「柏駅前子ども・子育て支援複合施設」に設置し、自宅及び通勤経路から離れた園を利用している保護者の利便性向上を図ろうとするものです。

また、柏駅周辺には、新たに認可保育所及び認定こども園を整備することが困難であり、3歳児から5歳児までの受け皿が少ないことから、ステーションを設置し、駅から離れた場所にある園を柏駅周辺の小規模認可保育事業所等の連携園とすることで、同事業所等の卒園児の受入先を確保し、いわゆる「3歳の壁」（小規模認可保育事業所等を利用する保護者が3歳児以降の園探しで苦労すること）を解消しようとするものです。

(2) 事業実施方針

ア 切れ目のないサービスの提供

園児にとっても、保護者にとっても切れ目がなく、顔のつながったサービスの提供を目指します。

イ バスの移動による園児の負担最小化

送迎先の園数を少数に限定することで、園児の乗車時間を最小化し、負担の低減を図ります。

(3) 事業概要

ステーションの運営は、認可保育所又は認定こども園を運営する法人が、ステーションにおける保育、自動車による送迎及び法人が運営する認可保育所又は認定こども園での保育を一貫して実施するサテライト方式とし、ステーション内に定員24名の保育室を3か所設置します。

ステーションの事業実施日は月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く）、事業実施時間は午前7時から9時まで及び午後4時から7時までとし、ステーションの利用者は3歳児から5歳児までの保育認定を受けたお子さんとする予定です。

ステーションにおいては、朝に保護者からお子さんをお預かりし、夕方又は夜にお子さんを保護者に引き渡します。自動車による送迎までの時間は、ステーションでお子さんを保育（延長利用時のおやつの提供を含む）します。また、送迎時には、お子さんに付き添い乗降時及び移動中の安全管理を行います。

なお、法人が運営する園へお子さんを引き渡した後は、認可保育所又は認定こども園の業務となり、本委託業務の対象外となります。

※業務内容の詳細については、別添1「柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務の実施場所

ステーション（柏市柏4-9-7）及び送迎先の園

(5) 予定委託期間

令和7年10月以降の月から令和8年3月末まで

(6) 予定金額（上限金額）

4,405,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ステーション稼働期間が6か月未満の場合は、1か月あたりの委託料上限額は734,166円とする。

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募の日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 柏市内で、3歳児、4歳児及び5歳児を保育している認可保育所若しくは認定こども園を運営している、又は令和8年4月から運営予定の法人であること。
- (2) ステーションから自法人が運営する認可保育所若しくは認定こども園まで、お子さんを安全に送迎することができる、又は見込みがあること。
- (3) 柏駅周辺の2歳児までを保育する認可保育所又は小規模認可保育事業所の卒園児（年当たり4人以上）を、ステーションの利用を前提として自法人が運営する認可保育所又は認定こども園で受入れる意向があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公募の日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者（競争入札参加資格者として、再度確認を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (7) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (8) 事業協同組合等がプロポーザル方式に参加をする場合、その構成員ではないこと。

3 全体スケジュール

内 容	期 日
公募日	令和7年5月7日
参加意思表明書受付締切	令和7年5月14日
参加資格要件確認結果通知	令和7年5月19日
質疑書の受付開始	令和7年5月19日
質疑書の締切	令和7年5月27日
質疑書に対する回答	令和7年6月4日
提案書等の提出締切	令和7年6月17日
プレゼンテーション審査	令和7年6月27日※
プロポーザル方式結果通知	令和7年6月30日※
契約日（予定）	令和7年7月18日

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

4 参加意思表明書について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和7年5月14日（水） 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和7年5月14日（水） 必着

(2) 提出書類

- ア 参加意思表明書（様式1）
- イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）
- ウ 自動車による送迎に関する調書（様式3）

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

こども部保育運営課（本庁別館3階）

※提出書類を持参する場合の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

(4) 部数

各1部

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式4）を電子メールで事務局あてに送付すること

イ メールの件名は「【質疑書】柏市送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室3②）」とすること

ウ 送付先：hoikuunei@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局（04-7128-5517）に電話し到着確認をすること

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受付けない

(2) 質疑期間

令和7年5月19日（月）から5月27日（火）（午後5時）まで

(3) 回答方法

令和7年6月4日（水）までに市ホームページに掲載する

<https://www.city.kashiwa.lg.jp/hoikuunei/>・・・

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式8）をプレゼンテーション実施日の2日前までに提出すること。辞退によって、今後の入札等で不利な扱いを受けることはない。

なお、提出先及び提出方法は以下のとおりとすること。

(1) 持参の場合

こども部保育運営課（本庁別館3階）

※提出書類を持参する場合の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 郵送の場合

事務局宛に送付すること

7 提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成方法

- ア 別添1「柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室3②）仕様書」を基にステーションにおける保育内容等を提案すること。
- イ 提案内容は、企画提案書（様式5）に記載すること。
- ウ 別紙「柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室3②）に関するプロポーザル方式審査基準」に記載の評価項目、評価視点に沿って提案の内容を簡潔に分かりやすく表現すること

(3) 部数

6部（正本1部 副本5部）

(4) 期限

- ア 持参の場合
令和7年6月17日（火） 午後5時まで
- イ 郵送の場合
令和7年6月17日（火） 必着

(5) 提出先及び提出方法

- ア 持参の場合
こども部保育運営課（本庁別館3階）
※提出書類を持参する場合の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。
- イ 郵送の場合
事務局宛に送付すること

8 参考見積書及び内訳書の提出

参考見積書及び内訳書の提出を以下のとおり行うこと。

(1) 部数

参考見積書（様式6）及び内訳書（様式7）
各6部（正本1部 副本5部）

(2) 上限金額

1の（6）に記載の予定金額（上限金額）を越えないこと。

(3) 提出方法

企画提案書と合わせて期限までに提出すること。

9 プレゼンテーション審査

(1) 日付

令和7年6月27日（金）

(2) 場所

ラコルタ柏（2階）福祉会議室

(3) 実施時間

40分以内とする（プレゼンテーション10分以内＋質疑応答30分以内）

※プレゼンテーション及び質疑応答の前後に5分程度のセッティング及び退室準備の時間を設ける。

※プロポーザル方式参加者数に応じて実施時間を変更することがある。

(4) 実施方法

7で提出した提案書を用いてプレゼンテーションを行うこと。追加資料の配付・投影

等は認めない。

(5) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め4名以内とする。

(6) 貸出物品

机・椅子とする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

1 0 審査基準

別紙「柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室3②）に関するプロポーザル方式審査基準」を参照すること。

1 1 審査方法及び選定方法

(1) プレゼンテーション審査

ア 審査方法

審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室3②）事業）における、提出書類に基づくプレゼンテーション審査によるものとする。

イ 選定方法

各委員の評点数の合計が500点満点中、250点以上である提案者のうち、各委員の評点数の合計が最も高い提案者を契約候補者とする。

各委員の評点数の合計が同点となった場合は、審査項目1の各委員の評点数の合計が高い提案者とする。

なお、提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。この場合においても各委員の評点数の合計が500点満点中、250点以上あることを条件とする。

1 2 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し、令和7年6月30日（月）までに書面にて通知する。

1 3 結果公表

プロポーザル方式結果は、市ホームページに公表する。

1 4 契約手続き

(1) 11の（1）のイの契約候補者と協議を行い随意契約を締結する。契約候補者が履行できる見込みがないと判断した場合は、随意契約を締結しないことがある。その場合、契約候補者は損害賠償請求をしないものとする。

(2) 選定した契約候補者と契約合意に達しない場合は、次順位の提案者と交渉することがある。

(3) 契約は業務委託契約とし、仕様書の内容は柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室3②）仕様書と提案者の提案内容を基本として、提案者との協議の上決定する。

1 5 事務局

(1) 担当部署

こども部保育運営課 企画担当

(2) 連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号：04-7128-5517（直通）

Eメールアドレス：hoikuunei@city.kashiwa.chiba.jp

16 その他

- (1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。
- (3) 柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号）に基づく開示請求があった場合には、提案書等の提出書類を開示する場合がある。

柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託（保育室３②）に関する
プロポーザル方式
審査基準

1 趣旨

この基準は、柏駅前送迎保育ステーションにおける保育等業務委託に関するプロポーザル方式に対する提案を審査し、契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 審査項目

審査項目は下記のとおりとする。

評価項目	評価視点	評価内容	配点
1 保育に関する事	送迎先の園と切れ目のない保育を提供できるか	- 送迎先の園の保育方針とステーションの保育方針が整合しているか - 送迎先の園とステーションで保育環境が変わることについて、園児に対して適切な配慮が行われるか	15
	送迎先の園と同等の保護者支援を行えるか	- 送迎先の園における園児の様子を保護者に伝達することができるか - ステーションを利用する保護者からの相談等に対応することができるか	15
2 自動車による送迎に関する事	送迎時の安全対策は適切か	園児の置き去り防止対策（人数確認方法等）は適切か	15
	送迎による園児の負担が過大ではないか	- ステーションから送迎先の園までの移動経路及び時間 - 移動中の園児への配慮は適切か	10
3 業務実施に関する事	業務体制	園児の安全を確保し、事業を実施できる業務体制になっているか	15
	利用者確保	ステーションの利用者を確保する方策は具体的かつ高い実効性が見込めるか	10
4 価格の妥当性	経済性	業務内容や業務実施体制に対する価格は、他者の提案と比較して妥当か	10
5 その他	プレゼンテーション能力・受注意欲	- プレゼンテーションの説明内容は、論理的で説得力があるか - 担当者の熱意、積極性、受注意欲は感じられるか - 質問に対して的確に応答しているか	10
合 計 点 数			100